

平成 18 年事業所・企業統計調査の概要

1 調査の目的

平成 18 年事業所・企業統計調査は、我が国のすべての事業所及び企業を対象として、事業の種類や従業者数等、事業所及び企業の基本的事項を調査し、行政施策のための基礎資料並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的として実施した。

2 調査の沿革

調査は統計法に基づく指定統計調査（指定統計第 2 号）として、「事業所統計調査」の名称で昭和 22 年に開始され、平成 8 年の調査から企業の実態把握を充実させたことに伴い、「事業所・企業統計調査」と名称を変更した。

調査は昭和 23 年調査から昭和 56 年調査までは 3 年ごと、昭和 56 年以降は 5 年ごとに実施しており、平成 18 年調査は 20 回目に当たる。この中間年の調査として、民営事業所を対象として平成元年及び 6 年に事業所名簿整備のための調査を実施した後、平成 8 年調査の際、この中間年の調査は事業所・企業統計調査の簡易調査と位置づけられ、以後、平成 11 年調査及び 16 年調査を実施している。

3 調査日

平成 18 年 10 月 1 日

4 調査の対象

調査日現在、国内に所在するすべての事業所。ただし、次の事業所は調査対象外とした。

- (1) 日本標準産業分類（平成 14 年 3 月 7 日総務省告示第 139 号）の「大分類 A－農業」、
「大分類 B－林業」及び「大分類 C－漁業」
に属する個人経営の事業所
- (2) 日本標準産業分類の大分類「Q－サービス業（他に分類されないもの）」のうち「中分類 83－その他の生活関連サービス業（小分類 832 家事サービス業に限る）」及び
「中分類 94－外国公務」に属する事業所
- (3) また、次の事業所は、調査技術上の観点から対象外とした。
ア 劇場、運動競技場、駅の改札口内など

の有料施設のうち、日本標準産業小分類「845 公園、遊園地」以外の施設の中に設けられている事業所

イ 家事労働の傍ら、特に設備を持たないで賃仕事をしている個人の世帯

- (4) なお、次の事業所は、事業所・企業統計調査でいう事業所に含めていない。

ア 収入を得て働く従業者がいないもの

イ 休業中で、かつ従業者がいないもの

ウ 季節的に営業する事業所で、調査期日に従業者がいないもの

5 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる 1 区画の場所を 1 事業所とし、これを調査の単位とした。単一経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1 区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに 1 事業所とした。

なお、事業所としての取扱いに関し、次に掲げるものについては、特例を設けた。

- (1) 建設業

作業の行われている工事現場、現場事業所などは、それらを直接管理している本社、支店、営業所、出張所などの事業所に含めて調査した。

また、自営の大工、左官、塗装工事・屋根工事・配管工事・電気工事などの業者については、工事現場では調査せず、それらの業者の事務所又は自宅で、その従業者も含めて調査した。

- (2) 運輸業

鉄道、自動車、船舶、航空機などによる運輸業は、管理責任者のいる場所を事業所とした。

鉄道業について、駅、車掌区、車両工場などは、それぞれを 1 事業所とした。

ただし、駅長、区長などの管理責任者の置かれていない事業所は、管理責任者のいる事業所に含めて調査した。

(3) 学校

小学校、中学校などが併設されている場合は、それぞれを1事業所とした。

したがって、同一の学校法人に属する幾つかの学校、例えば、大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園などが同一構内にあるような場合、学校ごとにそれぞれ1事業所とした。

ただし、高等学校に併設されている定時制課程などは別の事業所とせず、その高等学校に含めて調査した。

(4) 国、地方公共団体の機関

国、地方公共団体の機関については、法令により独立の機関として設置されている機関を1経営主体とみなし、それぞれの場所ごとに1事業所とした。

ただし、一般行政事務、立法事務又は司法事務を行っている機関の中に、それ以外の現業的業務を行っている機関がある場合は、「課」又は「それに準ずる機関」を単位として、それぞれの場所ごとに別の事業所とした。

6 調査の方法

調査は甲調査と乙調査に分けて実施した。

(1) 甲調査は民営事業所を対象とする全数調査で、総務大臣－都道府県知事－市町村長－統計調査員(指導員)－統計調査員(調査員)－民営事業所の流れにより、調査員が調査票甲(「付1 調査票甲様式」参照)を配布、収集する方法により調査した。

(2) 乙調査は国及び地方公共団体の事業所を対象とする全数調査で、国の調査事業所では総務大臣－各府省等の長－調査事業所、都道府県の調査事業所では総務大臣－都道府県知事－調査事業所、市町村の調査事業所では総務大臣－都道府県知事－市町村長－調査事業所の流れにより調査票乙(「付2 調査票乙様式」参照)を送付し、回収する方法により調査した。

7 調査事項

(1) 甲調査

【事業所に関する事項】

ア 名称

イ 所在地及び電話番号

ウ 経営組織

エ 本所・支所の別

オ 開設時期

カ 従業者数

キ 事業の種類

ク 業態

ケ 形態

【企業に関する事項】

ア 登記上の会社成立の時期

イ 資本金額

ウ 外国資本比率

エ 親会社・子会社・関連会社の有無

オ 親会社の名称

カ 親会社の所在地及び電話番号

キ 子会社の数

ク 会社の合併及び分割等の状況

ケ 本所の所在地の移転状況

コ 会社の名称の変更状況

サ 電子商取引の状況

シ 国内及び海外の支所・支社・支店の数

ス 会社全体の常用雇用者数

セ 会社全体の事業の種類

ソ 本所・本社・本店の名称

タ 本所・本社・本店の所在地及び電話番号

(2) 乙調査

ア 名称

イ 所在地及び電話番号

ウ 職員数

エ 事業の種類

8 集計及び結果の公表

調査されたデータの入力及び事業の種類
の産業分類格付は都道府県又は市町村で行い、集計はこの入力データを用いて独立行政
法人統計センターが行った。

結果の公表は刊行物又はCD-R、インター
ネットによる結果表の閲覧の方法により
総務省統計局が行う。

今後の公表・刊行予定については、「付8
平成18年事業所・企業統計調査集計結果の公
表・刊行予定」を参照されたい。